

第2回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成29年8月22日(木) 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

6	有田亜佳	11	清家壽秋
---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

6. 農業委員会事務局職員

次長	坂本誠	主事	毛利巧
----	-----	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第2回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>大変暑い日が毎日続いています。</p> <p>これから稲刈りの時期が始まろうとしています。</p> <p>最近では異常気象が続いていまして気象庁の予報でも今まで聞いたことのないような線状降水帯により、九州では大変な大雨により大きな被害が発生しているということでもあります。</p> <p>なお四国については、今まで2回ほど台風が来ておりますけども、幸い農作物には大きな被害は出ていないという事です。ただ先般の台風では一部の水田で倒伏被害が若干見られる状況であります。</p> <p>これから農作業が大変忙しくなりますが、体には十分気をつけていただいて、日常の農業委員会活動等にもそれぞれご尽力いただきたいと思います。</p> <p>今日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、松本局長は別の会議が入っておりまして欠席でございます。</p> <p>ご了承ください。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>有田委員、清家委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第2回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に1番 高田洋一委員、2番 赤松拓也委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、松岡照明委員より説明願います。</p>

松岡委員	議席番号3番 松岡です。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
松岡委員	8月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、末廣之則推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、芝貞弘委員より説明願ひします。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第10号 順位2番 説明】
芝委員	8月18日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、渡邊治推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第10号 順位2番 説明】
芝委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。 川平定計委員より説明願います。
川平委員	議席番号14番 川平です。 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第11号 順位1番 説明】
川平委員	8月18日に申請人、事務局2名、山本千秋推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第11号 順位1番 説明】
川平委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	議長を川平定計委員に交代します。

	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。
議長	日程第4 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤松委員	議席番号2番 赤松です。 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第12号 順位1番 説明】
赤松委員	8月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田洋一委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第12号 順位1番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願います。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることに異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について、担当の谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第12号 順位2番 説明】
谷口委員	8月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、鎌田正信推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第12号 順位2番 説明】

谷口委員	<p>以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。</p> <p>ただ、現況写真を見てお気づきだと思いますが、私のほうから譲渡人の方に注意をしたことを報告しておきます。</p> <p>と申しますのは、原型変更ではないのですが、石垣が崩れるので補強したと言われていましたが、フェンスを立てる準備と大きな排水路も用意されていました。</p> <p>これは農地の排水目的と言われていましたが、やはりこういった作業をするのは、農業委員会で許可を取ってからしてもらわないといけないという事を注意しておきました。</p> <p>その事を付け加えて皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
高田委員	議長。
議長	高田洋一委員。
高田委員	<p>議席番号1番 高田洋一です。</p> <p>今ほど谷口委員より説明がありましたが、私も写真を見て、どう見ても宅地造成が成されているという状況であります。</p> <p>それと申請書の利用状況が栗畑となっています。</p> <p>また、譲渡人の職業は建設業であります。</p> <p>そこのほうから判断して、栗畑には見えず造成していると見えますので、これは始末書を書かせるべきではないか思うのですが如何でしょうか。</p>
議長	谷口委員。
谷口委員	<p>はい。</p> <p>その点について付け加えます。</p> <p>事務局のほうから説明があると思いますが、申請地は栗だけでなく他のものも植えていたみたいですが、別の土地へ移したと報告がありました。</p> <p>まあ現況農地として申請があったものに関しては、現地確認に行くまではきちっとした形で残ってもらわないと、指摘がありましたように宅地とみなされても仕方ないと思います。</p> <p>始末書についてはすみませんが事務局に確認お願いします。</p>
議長	事務局。
事務局	<p>はい。</p> <p>事務局のほうから加えて説明します。</p> <p>現地確認の前は、植えていた栗が枯れ、現況写真の状況になったと伺っていました。</p> <p>農地として耕作していたが、作物が枯れ、自然的に農地が荒れ、農地といえない状況になった場合は、違反転用に該当しないと伺っています。</p>

	ただ、現地確認の際に話を伺う限りでは、農業用の排水ため等と言われていましたが、宅地造成と見られても仕方ない状況と思われます。始末書については提出してもらいたいと思います。
議 長	農業委員会は大きな権威のある組織ですから、提出すれば何でも通るといような状況にしておくのは若干問題があると思いますが、この問題については始末書を提出させることを条件に、皆さんから同意が得られるようであれば、事務局のほうで始末書を提出させる形で進めたいと思います。如何ですか。
高 田 委 員	議長。
議 長	高田洋一委員。
高 田 委 員	議席番号1番 高田洋一です。 先ほど事務局の発言の中で、県の許可を取るために始末書を提出させるというニュアンスの話がありましたが、それは絶対に違うと思います。 鬼北町農業委員会として違反転用をしているものには始末書を書かせるということでやっていただきたいと思います。 何でもいいから許可を取るために書類を作るという風に見られてしまいますので、違反転用等厳しく処理をお願いします。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。 先ほどの発言の中に県の許可を取るために始末書を提出させるというニュアンスがあったことは申し訳ありませんでした。 この案件については委員の意見を踏まえ、鬼北町農業委員会として始末書を書かせるという方向で進めます。
議 長	そういった事で、各委員さん構いませんか。
各 委 員	はい。
議 長	今の高田洋一委員の意見を含めて始末書を提出させるということで、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 ただ、送付する前に事務局のほうから、始末書を提出するように指導をお願いします。
事 務 局	はい。
議 長	日程第5 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

	順位 1 番から 5 番まで事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 号 順位 1 番から 5 番まで 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位 1 番から 5 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 5 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 5 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	日程第 6 議案第 1 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 4 号について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 4 号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
山本推進委員	議長。
議長	山本推進委員。
山本推進委員	推進委員の山本です。 樹園地の面積は農地に含まれていますか。
事務局	はい、含まれます。
山本推進委員	これはその作物ごと、例えば栗や柚子等を分けて集計することはできますか。

事務局	集計するのに台帳のシステムを使っていますが、作物ごとに細かく集計することはシステムでは厳しいです。 ただ今回集計しているように樹園地の面積を出すことはできます。
山本推進委員	わかりました。 ありがとうございます。
議長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」、 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」、 原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第2回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	1 番
	2 番